

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当該日には、  
がと日)

(当該の日)

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則  
第七十二号の一部を次のように改正する。  
第三条中「三万円」を「四万円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 通用日からこの規則施行の日の前日までの間に、就職支度金の貸付けの対象となつた者又は就職支度金の貸付けの決定を受けた者に係る就職支度金の増額については、鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則第六条中「就職した日又は自営業を開業した日」とあるのは「この規則施行の日」とする。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則  
昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号の廃止

一部を改正する規則  
鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公示する。

規 則

## 目 次

- ◆規 則 鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 字の区域を変更する旨の届出
- 健康保険法による保険医の登録
- 准看護師試験の実施
- 保安林の指定解除
- 換地計画の認可
- 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号の廃止
- 一部を改正する規則  
鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公示する。

## 告 示

### 鳥取県告示第74号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から同町の字の区域を次のとおり変更した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗



鳥取県告示第七十六号	鳥取県知事 石破二朗
一 試験の場所	
保健輔助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のように実施するので、保健輔助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。	
二 試験の期日及び時間	
学科試験 昭和四十二年三月十八日 九時から十七時三十分まで	
実地試験 昭和四十二年三月十九日 九時から十七時まで	
三 受験願書の提出期間	
昭和四十二年三月十日（郵送の場合は、三月十日までの消印のあるものは有効とする。）	
鳥取県告示第七十七号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第三項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。	
昭和四十一年二月十八日	
鳥取県知事 石破二朗	
一 解除に係る保安林の所在場所	

鳥取県告示第七十八号	鳥取県知事 石破二朗
一 土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第九十四号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、勝谷土地改良区から申請のあつた換地計画を昭和四十一年二月十二日認可したので、國法同条第八項の規定により告示する。	
昭和四十一年二月十八日	
鳥取県立高等學校学則の一節を改正する規則	
鳥取県立高等学校委員長職務代行者 小田大吉	
鳥取県立高等學校学則第三号	
鳥取県立高等學校委員会規則第三号	
鳥取県立高等學校学則の一節を改正する規則	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
別表を次のように改める。	

鳥取県告示第七十五号	鳥取県知事 石破二朗
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第六十七号）第九条の規定により告示する。	
昭和四十一年二月十八日	
氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日	
坂本 審子 米子市上福原一五〇八 鳥医一、一八二 昭和四十一年一月二十六日	
鳥取県立高等學校学則の一部を改正する規則	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
鳥取県立高等學校委員會規則第三号	
別表を次のように改める。	

地 理 學 科 名	課 程 名	學 科 名	科 名	所 在 地	專 攻
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取市立川町五丁目二一〇番地	一、七〇〇
鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取市東町二丁目一一二番地	一、八五〇
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	家政科	"	100
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	普通学科	鳥取市湖山町二、九九五番地	110C
鳥取農業高等学校	全日制課程	農業学科	普通科	鳥取市立川町五丁目三二〇番地	110C
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	普通学科	鳥取市湖山町白浜二、九六〇番地	110C
鳥取農業高等学校	全日制課程	農業学科	普通科	鳥取市湖山町一、二五八番地	110C
鳥取農業高等学校	全日制課程	農業学科	普通科	鳥取市湖山町白浜二、九六〇番地	110C
鳥取農業高等学校	全日制課程	農業学科	普通科	鳥取市湖山町一、二五八番地	110C
鹿野分校	全日制課程	農業学科	普通科	鳥取市湖山町白浜二、九六〇番地	110C



島取県教育委員会告示第十一号 昭和三十八年一月島取県教育委員会告示第七号（島取県立高等学校の校名、位置及び課程、学科等について）は、廃止する。
昭和四十一年二月十八日
島取県人事委員会委員長 青戸成年
島取県人事委員会規則第十二号
警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月十七日別表を次のように改める。）

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

### 人事委員会規則

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

日野産業高等学校 矢戸分校	定時制課程	全日制課程						農業学科 家庭学科	普通学科 家庭学科	商業学科 家庭学科	工業学科 家庭学科	家政科 家庭科	電気科 家庭科	機械科 家庭科	水産製造科 家庭科	機関科 家庭科	機械科 家庭科	水産通信科 家庭科	機械科 家庭科	水産通信科 家庭科	機械科 家庭科	水産通信科 家庭科			
		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級																		
昭和23年5月31日からで	9,329.179	109.209.099.0910.09	9.489.819.629.689.93					農林科	農業科	商業科	工業科	家政科	電気科	機械科	水産製造科	機関科	機械科	水産通信科	機械科	水産通信科	機械科	水産通信科	機械科	水産通信科	
昭和23年11月30日からで	7,177.056.997.087.007.007.767.287.547.387.447.60							家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	
昭和25年12月31日からで	6,704.624.594.624.574.585.084.764.974.834.884.98																								
昭和26年9月30日からで	3,533.453.413.483.423.453.803.553.683.613.623.70																								
昭和26年10月31日からで	2,882.852.892.862.792.803.132.903.022.942.973.05																								
昭和27年11月31日からで	2,322.272.242.272.242.262.482.342.422.382.402.45																								
昭和29年6月30日からで	2,052.021.992.021.991.992.192.062.142.102.092.15																								

別表

県を退職する日の職務の等級 特別条例第5条に規定する退職手当の支給を受けた者のその退職年月日	行政職給料表							公安職給料表															
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級		
昭和23年1月1日からで	9,329.179	109.209.099.0910.09	9.489.819.629.689.93					農林科	農業科	商業科	工業科	家政科	電気科	機械科	水産製造科	機関科	機械科	水産通信科	機械科	水産通信科	機械科	水産通信科	
昭和23年6月30日からで	7,177.056.997.087.007.007.767.287.547.387.447.60							家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	家庭科	
昭和25年1月1日からで	6,704.624.594.624.574.585.084.764.974.834.884.98																						
昭和26年1月1日からで	3,533.453.413.483.423.453.803.553.683.613.623.70																						
昭和26年6月30日からで	2,882.852.892.862.792.803.132.903.022.942.973.05																						
昭和27年1月1日からで	2,322.272.242.272.242.262.482.342.422.382.402.45																						
昭和29年1月1日からで	2,052.021.992.021.991.992.192.062.142.102.092.15																						

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月十七日別表を次のように改める。）

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月十七日別表を次のように改める。）

島取県人事委員会規則第十号（島取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。